

タイ王国向け輸出の選果こん包施設に係る証明制度実施要領

令和元年 11 月 5 日制定

（目的）

第 1 条 この要領は、タイ王国に輸出する別表 1 に掲げる生鮮果物（本県産のものに限る。以下同じ。）の選果こん包を行う県内に所在する施設（タイ向け生果実輸出検疫実施要領（平成 31 年 3 月 31 日付け 30 消安第 5305 号消費・安全局長通知。以下「検疫実施要領」という。）第 4 に基づき登録された選果こん包施設に限る。（以下「施設」という。）について、県が、「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（タイ王国保健省告示（2017 年第 386 号）。以下「タイ告示」という。）において定める基準（以下「証明基準」という。）に適合していることを証明する制度について、必要な事項を定めるものである。

（証明書の申請手続き）

第 2 条 証明を受けようとする県内施設の代表者（以下「申請者」という。）は、証明を受けようとする施設ごとに、交付申請書（第 1 号様式）に自己チェックリスト（別表 2）を添えて、次条（1）の検査の実施を希望する日の 1 週間前までに県りんご果樹課（以下「担当課」という。）に提出しなければならない。

なお、現地検査は、原則として交付申請書に記載された検査希望日に実施することとし、同日の実施が困難な場合は、別途、申請者と日程調整して実施するものとする。

（検査の実施）

第 3 条 担当課は、交付申請書を受理したときは、次のとおり検査を実施する。

（1）検査

申請者から提出された交付申請書の内容について、検査及び採点方法（別表 3）に基づき、現地確認とヒアリングを実施し、当該施設が証明基準に適合するかを判定する。

（2）再検査

（1）の検査の結果、証明基準に適合しないと認めるときは、申請者に対し、適合しない事項の改善を指導、助言するとともに、改善後、必要に応じて再度（1）の検査を行うことができるものとする。

（証明書の交付）

第 4 条 県は、前条の検査により、申請に係る施設が証明基準に適合すると認めた場合は、その旨証明することとし、申請者に対し、交付通知書（第 2 号様式）を付して証明書（第 3 号様式）を交付する。

（証明の有効期間）

第 5 条 証明の有効期間は、証明書の交付の日から起算して 3 年とする。

（証明書の交付に係る費用）

第 6 条 証明書の交付（第 9 条第 2 項の規定による再交付を含む。）に係る費用は、無料

とする。

- 2 証明書の原本証明については、青森県証明事務手数料徴収条例（昭和36年1月青森県条例第11号）及び青森県証明事務手数料徴収条例に関する規則（（昭和36年4月青森県規則第42号）に基づき、1部につき750円の手数料を徴収する。

（内部監査状況の報告）

第7条 証明取得者（第4条の規定により交付通知書及び証明書の交付を受けた者）は、証明の有効期間において、県が交付通知書で通知する2期間内に内部監査調書（第4号様式）に基づき内部監査を実施し、内部監査状況報告書（第5号様式）を担当課に提出しなければならない。

（証明書の目的外使用の禁止）

第8条 証明取得者は、証明書（原本証明を含む。）をタイ王国に別表1に定める生鮮果物を輸出するために、同国の輸入通関に提示する目的以外に使用してはならない。

（証明書記載事項の変更）

第9条 証明の有効期間内に証明書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに証明書記載事項変更申請書（第6号様式）を担当課に提出する。

- 2 県は、証明書記載事項変更申請書を受理した場合、変更の内容について確認した上で、変更内容を反映した証明書を再交付する。
- 3 前項の規定による再交付があった場合においても、当該証明の有効期限は変更前の証明書の交付の日から起算して3年とする。

（証明の取消）

第10条 県は、証明書を交付後、証明取得者又は当該証明書に係る施設が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、当該施設に係る証明を取り消し、証明取消通知書（第7号様式）によりその旨を通知する。

- （1）証明取得者の取組が証明基準に適合しない等、不適切な事実が確認された場合
- （2）県による改善指導に従わない場合
- （3）証明取得者に申請内容に虚偽が判明した場合
- （4）証明取得者が証明書を不正に使用した場合
- （5）その他、証明取得者が、本県産生鮮果物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

（証明書の使用の制限）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める証明書及びその原本証明であって現に保有しているものをタイ王国への輸出に当たり使用してはならない。

- （1）当該証明について第5条に規定する有効期間を経過した場合
当該証明に係る証明書及びその原本証明
- （2）当該施設について第9条第2項の規定により証明書の再交付がされた場合
当該施設について当該再交付前に交付されている証明書及びその原本証明
- （3）第10条の規定により証明の取消がされた場合
当該証明の取消に係る施設について、交付された証明書及び原本証明

（立入調査等の実施）

第 1 2 条 県は証明取得者に対し、この要領で定める事務の実施のために必要な限度において、報告を求め、又はその職員に施設等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者へ質問させることができるものとする。

（改善の指導）

第 1 3 条 県は前条の規定による立入調査の結果、証明基準に適合していないと認めたときは、証明取得者に対して、改善を指導することができる。

（申請書類等の保存及び保存期間）

第 1 4 条 県は、証明書の交付に際し、申請案件ごとに、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成し、申請書類とともに 5 年間保存するものとする。

- （1）申請書の受付年月日
- （2）施設の名称、所在地及び連絡先
- （3）施設の代表者の氏名、住所及び連絡先
- （4）証明書に記載の品目
- （5）証明書に記載された施設番号（検疫実施要領における登録番号）
- （6）検査年月日（現地検査の年月日、再検査を実施した場合は再検査の年月日を含む。）
- （7）検査者の所属及び職氏名
- （8）検査結果点数（合計点）
- （9）証明書の発行年月日
- （10）証明書の失効年月日
- （11）その他特記事項（証明書の記載事項の変更、取消年月日及びその事由等）

（苦情への対応等）

第 1 5 条 証明取得者は、証明書を取得した施設からタイ王国に輸出した別表 1 に掲げる生鮮果実に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下「苦情等」という。）に対応するため、次のとおり体制の整備等を行わなければならない。

- （1）苦情等の処理については、適切な対応が可能な体制を整備する。
- （2）証明取得者は、苦情等について責務を負うこととし、事故が発生した場合は、出荷品の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

（その他）

第 1 6 条 この要領に定めるもののほか、証明書の交付の実施に当たって必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。